四十　法第二十二条第一項に規定する場合に該当すると認めたとき。	一　法第二十二条第一項に規定する違反行為をした者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） 二　情報の提供又は指導若しくは助言の内容 三　情報の提供又は指導若しくは助言をした年月日 四　法第二十二条第一項に規定する場合に該当すると認めた理由
四十一　法第二十二条第二項に規定する場合に該当すると認めたとき。	一　法第二十二条第二項に規定する違反行為をした者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） 二　法第二十二条第二項に規定する場合に該当すると認めた理由
四十二　法第二十二条の規定により命令をしたとき。	一　命令を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二　命令の根拠となる条項 三　命令をした年月日 四　命令をした理由
四十三　法第二十二条の規定による命令に違反する行為があったと認めたとき。	一　違反行為をした者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） 二　違反行為に係る条項 三　命令をした年月日 四　違反行為の概要

（損失補償の申請）

第三十九条　法第二十四条の規定により損失の補償を受けようとする者は、別記様式第二十九号の損失補償申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

（民間事業者等への情報の提供等）

第四十条　国家公安委員会は、国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止の重要性について国民の理解を深め、もって法第二章及び第三章の規定による措置が適正かつ円滑に行われることを確保するため、民間事業者その他の者に対し、必要な情報の提供その他の援助を行うものとする。

附　則

この規則は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

別記様式第１号（第２条関係）

（表）

第　　号

公　告　事　項　通　知　書

年　　月　　日

殿

国家公安委員会　㊞

下記の者が名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第３条第１項の規定により、下記のとおり通知する。

記

氏名又は名称	
別名	
旧名称	
号	
役職	
生年月日	